

ハラスメント事案に関する対応について

(1) これまでの対応等

<令和5年度>

- ・ 2月：ハラスメント対策の相談窓口を強化
- ・ 2月：リーダー以上を対象に動画研修を実施

<令和6年度>

- ・ 4月：全職員に人事異動を反映した相談窓口の体制図を周知
新規採用職員には初任者研修時にも案内
- ・ 4月：全職員を対象に対面研修を実施
- ・ 4月：全職員と理事長との個別面談を実施
- ・ 7月（予定）：全職員を対象としたストレスチェックを実施
ハラスメントの認識や有無等を把握するアンケートを実施
- ・ 7月（予定）：職員がモチベーションを高めて働ける職場づくりに向け体制を強化

(2) 理事会でのご意見を踏まえた今後の対応等

①体制整備

- ・ ハラスメント対策の外部相談窓口を強化。従前の社会保険労務士に加え、弁護士にも依頼

②調査

- ・ 公正中立な立場の弁護士で構成する調査委員会（第三者委員会）を設置
※詳細は別紙のとおり

③研修

- ・ 4月に全職員が受講した研修について、1ヶ月後、2ヶ月後、3ヶ月後に実践状況を把握するアンケートを実施
- ・ リーダー以上には別途研修を実施する予定

ハラスメント事案に関する第三者委員会の設置について

一般社団法人高知県UIターンサポートセンター（以下「センター」という。）の役職員によるハラスメント事案（以下「本件事案」という。）に関して、専門的な知見を持つ独立した第三者による中立・公正で客観的な調査を行うため、本件事案に関する第三者委員会（以下「本件委員会」という。）を設置します。

【本件委員会の概要】

1 委員

弁護士 岩崎 淳司 氏（岩崎淳司法律事務所）

弁護士 徳光 興一郎 氏（泉法律事務所）

弁護士 田中 佐知 氏（田中法律事務所）

2 職務

- （1）本件委員会における事実調査の調査範囲を決定するための助言業務
- （2）本件委員会における調査方法の決定
- （3）必要な事実調査と調査結果に基づく事実認定
- （4）事実認定に基づく評価と再発防止策の提言
- （5）センターに対する報告書の作成
- （6）その他、前各号に付随する業務

3 調査期間

令和6年12月末日まで

ただし、当該期日までに調査等が完了しない場合は、センター及び本件委員会との協議により、期間を延長する場合があります。